

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



3
2021

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘 1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2021年2月25日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算138号



耳寄り情報1

身近な労働法解説 24

— 労使協定 —

1. 労使協定とは

労働者集団の代表と使用者が結ぶ労働条件や労働者の待遇についての特別な合意です。

労使協定の締結当事者は、当該事業場の使用者と次の①と②のいずれかです。

- ① 労働者の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合
- ② 上記①の労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者

労使協定は 当該事業場の全労働者に適用されることが予定されています（労使協定の中で適用範囲を限定するものもあります）。 労使協定のほかにも、労働条件の合意書面という点では、集团的労使関係においては労働組合と締結する「労働協約」（協定書・確認書・覚書等）、個別的労使関係においては「労働契約」があります。前者は組合員に対して適用され、後者は労働者個人に対して適用されます。

2. 労使協定の効力

「その協定に定めるところによって労働させても労働基準法に違反しないという免罰効果をもつものであり、労働者の民事上の義務は、当該協定から直接生じるものではなく、労働協約、就業規則等の根拠が必要なものであること。」とされています（昭63・1・1基発1号）。

労使は、労基法上の最低労働条件よりも有利な合意を行うことしかできませんが、労使協定を締結することで労基法の例外規定が適用され、労基法に違反しないという効力（免罰効果）が生じます。

労使協定は、それだけでは労働契約上の権利義務は生じませんので、労働協約、就業規則等が必要です。また、締結により効力が生じるものと、締結+届出により効力が生じるものがあります。

3. 労基法に定めのある主な労使協定 ※【 】内は効力発生要件

・24（賃金控除）協定【締結】・一斉休憩原則適用除外【締結】・36（時間外・休日労働）協定【締結届出】など、労基法には賃金や労働時間・休憩・休日・休暇に関する労使協定が多く規定されています。また、一部の労使協定（変形労働時間制、年休の計画的付与等）においては、労使協定に代えて、労働時間等設定改善委員会の委員の5分の4以上の多数による議決とすることもできます（企画業務型裁量労働制、高度プロフェSSIONナル制の労使委員会による特例もあります）。その他育児介護休業法等で定める労使協定あり。

4. 免罰効果の例（36協定の場合）

労基法では、1日8時間、週40時間を超えて労働させることができず（32条）、また、週1回または4週4回の休日を与えなければならない（35条）とされています。

この原則を修正する例外規定として、労使協定を締結し所轄労働基準監督署長へ届け出ることにより、労働時間を延長し、または休日に労働させることができるようになります（36条）。

労働時間・休日の規定違反は、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金（119条）ですが、有効な労使協定の下で時間外・休日労働を行わせた場合、使用者は責任追及を受けません。

※なお、法定労働時間を超える労働や法定休日労働については、就業規則の規定や労働契約での合意がある場合に労働の義務が発生しますので、36協定があれば当然に時間外・休日労働をさせることができるという訳ではありません。

※令和3年4月1日より、36協定届の様式が変更され、事業主等の押印および署名が不要になります。

—朝日放送事件— 最高裁平成7年2月28日第三小法廷判決

【読むポイントはここ】

労働契約上の雇用主でなくとも労働組合法第7条の「使用者」に該当の場合があることを認め基準提示！

【事案の概要】

- (1)テレビの放送事業を営む会社の下に、請負会社は、その従業員を継続的に派遣していた。
- (2)派遣された従業員は、テレビ放送事業を営む会社の従業員と共に業務に従事し、その指揮監督の下、すべての作業を行っていた。
- (3)派遣された従業員が加入していた労働組合が団体交渉を申し入れた。
- (4)会社は、派遣された従業員の使用者でないことを理由に団体交渉を拒否した。

第一審請求棄却、第二審は第一審判決を破棄。

【判旨 判決の要約】 原判決破棄、団体交渉について控訴棄却、支配介入について差戻し。

- (1)雇用主以外の事業主であっても、自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、同条の「使用者」に当たる。
- (2)本件の場合、会社は、派遣された従業員の業務全般を決定していた。また、派遣された従業員は、会社の従業員の指揮監督の下にあった。
- (3)派遣先の会社は、派遣された従業員の労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったといえる。

【関連裁判例】

東京地判平成23年3月17日(クボタ事件)

派遣先が労働派遣者を直接雇用することを決定したという場合には、近い将来、労働契約関係が成立して雇用主となるのであるから、その後の労働条件に関し、団体交渉に応じるべき「使用者」に当たるとした。

【解説・ポイント】

一般的に使用者とは労働契約上の雇用主をいいます。しかし上述のとおり、雇用主以外の事業者であっても労働組合法上の「使用者」に当たる場合があります。その場合雇用主以外の事業主であることを理由に正当な理由なく団体交渉を拒否すると不当労働行為として違法になる場合があるため、注意が必要です。

金ちゃん先生の一言

雇用主以外の事業主でも使用者に当たる場合あり⇒正当な理由なく団体交渉を拒否すると不当労働行為になる。

金ちゃん先生行状記 =しばらくウクレレ+カムリを生き甲斐に! ? =

◆先月号でウクレレレッスン開始を宣言しました。現在特訓中です。私の横の女性が玉木直美師匠です。⇒良ければ紹介しますよ。◆車は30年来のクラウンから「カムリ」に乗換! ハイブリッド+安全装備付でも旧車と同レベル価格、スポーティー+メタリック操作板で気に入っています!



□大阪トヨタ池田店からカムリへの買い替え時に貰った車写真付きグッズです!

●66歳以上働ける企業の状況

1 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業の割合は「33.4% (2.6ポイント増)」

- ・中小企業における割合は「34.0% (2.6ポイント増加)」
- ・大企業における割合は「28.2% (2.9ポイント増加)」

2 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業の割合は「31.5% (2.6ポイント増加)」

- ・中小企業における割合は「32.1% (2.5ポイント増加)」
- ・大企業における割合は「26.1% (2.8ポイント増加)」

★令和3年4月1日からは、高齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされます。これが施行されると、66歳以上働ける制度のある企業等がさらに増加することになりそうです。

この改正の施行により、企業の皆様は、これまでの65歳までの雇用の確保から、もう一段階取り組みを

進めて、高齢社員の強みを活かした人事管理制度を整えていく必要があるといえるでしょう。70歳までの就業機会の確保について、不明な点などがあれば、気軽にお尋ねください。

要確認

在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)を公表(国税庁)

国税庁から、「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」が公表されました。

テレワークのうち在宅勤務では、費用負担についてトラブルが生じやすいとされていますが、このFAQでは、在宅勤務に係る費用負担等について、税制上の取扱いで質問が多い事項などを取りまとめたものとなっています。いくつか抜粋してお伝えします。

.....在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)のポイント.....

【問】企業が従業員に在宅勤務手当を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要がありますか。

【答】在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

なお、企業が従業員に在宅勤務手当(従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの(例えば、企業が従業員に対して毎月5,000円を渡切りで支給するもの))を支給した場合は、従業員に対する給与として課税する必要があります。

【問】在宅勤務を開始するに当たって、企業が従業員に事務用品等(パソコン等)を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要がありますか。

【答】企業が所有する事務用品等を従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、企業が従業員に事務用品等を支給した場合(事務用品等の所有権が従業員に移転する場合)には、従業員に対する現物給与として課税する必要があります。

上記の「貸与」については、例えば、企業が従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を「支給」という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も、「貸与」とみて差し支えありません。

★在宅勤務に通常必要な費用について、実費精算の形で従業員に支給する金銭は給与に該当せず税金は発生しません。一方、定額の在宅勤務手当は給与に該当し税金が発生するというのが基本です。このFAQでは、このような前提となる取扱いを説明したうえで、「通信費に係る業務使用部分の計算方法」、「電気料金に係る業務使用部分の計算方法」なども取り上げています。詳細につきましては、気軽にお尋ねください。

お仕事
カレンダー
3月



3/10 ● 2021年2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15 ● 2020年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限 ※4/15まで延長

3/31 ● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 1月決算法人の確定申告と納税・2021年7月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告 ※4/15まで延長

◆あとかぎ◆ 今もなお 寒さにジーンと 感ずるも 陽光みると 春の予感が 久しぶりに下手短歌を詠みました。出来上りを気にしなければ幾らでも歌は出て来ます…(笑)。もうすぐ春ですねえ! ○△しませんか…? 貴方(貴女)の○△は何でしょうか? 金ちゃん先生の○△はウクレレ+カムリドライブです!?お互い何かを楽しみに羽を伸ばしましょう!